

特別編 災害とお金特集

9月の非常食情報は、特別編として過去に掲載したマンガと新作マンガを1本掲載いたします。

今回は「災害とお金特集」!

災害に備えるのも、災害を生き延びるのにも、生活を立て直すのにもお金は必要です。人それぞれ使える金額は異なりますが、賢く使って最良の効果が得られるように工夫したいですね。



書籍「早わかり防災マニュアル」

日本出版制作センターから好評発売中!

- B6変形判・236頁
- 定価：本体1,650円(税込)

日本出版制作センターの書籍販売サイトもどうぞご利用ください!

<https://www.center-net.jp/sales>

地震保険とは?

最近地震多い・・・えーっ もう住宅保険に入ってるでしょ? たしかに心配だけど両方入る必要あるの?

住宅保険や火災保険では地震が原因で起きた火災や津波での家の損害は補償してくれないんですね

あと地震保険は火災保険の加入が前提となります

火災保険にも入らなきゃいけないのか・・・

保険料は都道府県によって異なります 契約年数による割引や所得控除もありますよ

一体いくらかかるのかしら

地震も配当で家計は進む...

現金は持ってる?

災害の時もお金は頼りになるわよね

もしもの時の預金とか保険、公的支援制度・・・

現金は? 持ってますか?

外出先から帰れなくなってタクシーやホテルを使うこともありますし ぶつろの買い物も・・・

停電したらカードも電子マネーも役に立たないわねえ

公共電話も10円だけ

非常用持ち出し袋にも小銭を多めに入れておいた方がいいよね

金融機関が被災したら預貯金もすぐに引き出せるとは限らないですね

引き出し限度額にも注意が必要です

大事に保管してね

ちなみに東日本大震災ではキャッシュカードや預金通帳がなくても

運転免許証やパスポートなどで本人確認ができれば預金を引き出せたようです

家族全員分コピーとってこ

現金など大事なものは密封できるポリ袋に全部入れておくといいですね

万一お札が汚れたり破損してしまった場合も引きかえをしてもらえるのであきらめないで下さいね!

3分の2以上残存 → 全額
5分の2以上3分の2未満残存 → 半額
金銀たす

知るかた〜 や損そつてでは? ちんぷん丸?

寄付のしくみ

被災地に寄付したいけどテレビとかネット募金とか結局何が一番いいの?

お金を何に役立てたいがまずは支援金と義援金の違いを知りましょう

義援金は被災者に公平に分配されるお金です。救助活動費用などには使われません。被災者が受け取るまでに時間がかかるのが欠点です。

日本赤十字社や赤い羽根募金、テレビ、自治体が受け付けています

支援金はNPOやボランティア団体に寄付して救助や復旧に使ってもらおうお金です。細かい使いみちは団体が判断します。すぐに被災地で役立てられます。

災害発生直後は支援金のほうがいいのか?

賢く寄付しよう

災害の寄付金は控除を受けることができますよ

寄付金控除の対象となる団体に寄付した場合です

えっ税金が戻ってくるの?

領収書など証明するものが必要なので 年末まで大切にっておきましょう

ふるさと納税のしくみで自治体にも寄付できるのね

でも 募金詐欺もよく聞かしく、信用できる団体ってどうやって見分ければいいのか?

まずはホームページで活動報告や財務状況を公開しているかチェックしてみれば?

寄付金の使いみちも見ておきたいですね

税金の減免制度

被災すると税金が減免されることがあります

確定申告でできる主なものを2つ紹介しますね

まずは所得税

- ・災害によって住宅や家財に損害を受けたとき
- ・災害のあった年分の所得金額が1,000万円以下
- ・災害によって受けた損害額が住宅又は家財の価額の2分の1以上
- ・雑損控除の適用を受けない場合

この条件を全て満たすと

年収500万円以下の人の場合全額免除
500万円超750万円以下なら1/2軽減
750万円超1,000万円以下なら1/4軽減

雑損控除(ざっせんこうじゆ、と読みます)とは・・・

- ・震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害のほか、火災や盗難による損害でも対象になる
- ・損害を受けた対象は住宅や家財を含む生活に通常必要な資産
- ・損失額=所得金額の10分の1
- ・損失額のうちの災害関連支出の金額-5万円のうち、いずれか多い方の金額が控除額になる

この2つはどちらか片方しか適用できません! 得な方を選べばOKです

また納税期限を延長する制度もあるので覚えておきましょう